



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 20 日(金)
第 8 9 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (657) (公文書館) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (658) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (659) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (660) (〃) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (661) (治山砂防課) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (662) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (663) (〃) 4
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (664) (〃) 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定の解除 (33) (文化財課) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第657号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月20日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

1 委託の相手

岡山県立博物館振興会

2 委託期間

平成29年10月20日から同年11月26日まで

鳥取県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
岡歯科医院	日野郡日野町根雨448	平成29年9月1日
とくやま在宅クリニック	鳥取市吉成南町一丁目27-9	平成29年10月1日

鳥取県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	弓ヶ浜診療所デイケア弓ヶ浜	米子市富益町1128	通所リハビリテーション	平成18年9月30日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ホームヘルプステーションことぶき	西伯郡伯耆町長山161-1	訪問介護	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
米子医療生活	米子市博労町	弓ヶ浜診療所デイケア	米子市富益町1128	介護予防通所リ	平成18年9

協同組合	三丁目80-1	ア弓ヶ浜		ハビリテーション	月30日
------	---------	------	--	----------	------

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ケアプランセンター ことぶき	西伯郡伯耆町長山161-1	平成27年9月1日

鳥取県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームきずな	西伯郡日吉津村大字日吉津422	平成25年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ショートステイことぶき	西伯郡伯耆町長山161-1	介護予防短期入所生活介護	平成29年8月7日
〃	〃	ショートステイきずな	西伯郡日吉津村大字日吉津422	〃	平成29年11月1日

鳥取県告示第661号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

榎原2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市榎原字奈喜良屋40-2	1号
米子市榎原字奈喜良屋40-1	2号
西伯郡南部町境字ツナイ塔808	3号及び4号
西伯郡南部町境字ツナイ塔809	5号
米子市吉谷字高山355-1	6号
米子市吉谷字小丸山342	7号

米子市榎原字平146-33

8 号

米子市榎原字奈喜良屋45-2

9 号

鳥取県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人佐々 木医院	医療法人佐々 木医院	西伯郡大山町 田中646-1	平成29年9月28日	平成29年9月30日	短期入所療養 介護
有限会社稲岡	いな薬局	西伯郡大山町 富長749-3	平成29年10月2日	平成29年7月31日	居宅療養管理 指導

鳥取県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人佐々 木医院	医療法人佐々 木医院	西伯郡大山町 田中646-1	平成29年9月28日	平成29年9月30日	介護予防短期 入所療養介護
有限会社稲岡	いな薬局	西伯郡大山町 富長749-3	平成29年10月2日	平成29年7月31日	介護予防居宅 療養管理指導

鳥取県告示第664号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開設者の名称又は氏名	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退年月日
医療法人佐々木医院	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	平成29年9月30日

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第33号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

彫刻の部

名称	員数	所在の場所	解除年月日
木造蔵王権現立像	1 軀	東伯郡三朝町大字三徳	平成29年 9 月 15 日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年10月20日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年11月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑